



仙台市より
お知らせ

定期報告の電子申請 による受付をはじめました



内容

令和7年7月1日以降に調査・検査を実施した建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく建築物・建築設備・防火設備の定期報告
※国等の建築物は除く

期間

令和7年10月1日（水）から受付開始

方法

インターネットで「仙台市定期報告 電子申請」と検索するか、右のQRコードからアクセスして下さい。

仙台市定期報告電子申請HP



仙台市定期報告 電子申請



【問合せ先】

都市整備局建築指導課指導係

電話番号：022-214-8348

手続の流れは
裏面を参照

オンライン手続きの流れ

■ せんだいオンライン申請サービス

せんだいオンライン申請サービスへのアクセスは、該当する申請区分をアイコンをクリックしてください。

1 | 申請システムにアクセス

表面に記載されている方法等から定期報告電子申請のHPにアクセスし、定期報告を行う種別（建築物・建築設備・防火設備）をクリックするとせんだいオンライン申請サービスへアクセスできます。

- 建築物の定期調査報告
建築物 (外部サイトへリンク)
- 建築設備の定期検査報告
建築設備 (外部サイトへリンク)
- 防火設備の定期検査報告
防火設備 (外部サイトへリンク)

2 | 申請システムにログイン

せんだいオンライン申請サービスへアクセスするとログインを要求されますので、ID、パスワードを入力しログインしてください（初回のみ新規アカウント登録が必要です）。



3 | 申請内容の入力・報告書データの添付

建物情報等を入力フォームに直接入力し、添付図書のデータをアップロードしてください。最後に申請内容を確認後「申請する」をクリックしてください。



4 | 受付完了メールの確認・受領書の受取

- 届出内容を本市で確認後、不備がなければ「受付完了メール」が届きます。

（受付日は報告書がシステム上に到達した日とします。ただし、内容に不備があった場合、本市から補正指示をご連絡し、書類の再提出を求められる場合があります。その場合受付日は報告書が改めて再提出された日となりますのでご注意ください。）

- マイページにアクセスし、「受領書」をダウンロードしてください。
※電子申請の場合、受領書が受領印を押印した副本の代わりとなります。

